



福祉用具とはなにか～その現状と今

兵庫県立身体障害者更生相談所

黒田 大治郎

補装具・日常生活用具とその他の福祉用具

前回、わが国で初めて「福祉用具」の用語と概念が整理されたことを解説した。

すなわち、福祉用具とは、「心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある老人または心身障害者の日常生活の便宜を図るために用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」を総称するものであった。

これでは具体的ではないので、今回は福祉用具を構成する「補装具・日常生活用具・その他の福祉用具」の関係を明らかにすることとする。

「福祉用具」と称するものが多種多様につくり出され、流通しているが ① どれが補装具であり、どれが日常生活用具に当たるのか、② 福祉用具にかかわる社会システム（特に法・制度）はどのようにになっているのか、（第3回で解説予定）が分からないと、身体障害者や高齢障害者の日常生活に効果的で、適切な福祉用具を選択することができなくなる。

しかし、補装具・日常生活用具とその他の福祉用具および一般生活用品との違いが正確に理解されているとは、まだまだいいがたいリハビリテーション状況にある。

それだけに身体障害者や老人等（以下身体障害者等）のリハビリテーションをすすめている医師、OT、PT、ケースワーカー、保健婦、義肢装具士などのリハビリテーション関係者は、「福祉用具」を実現するために、福祉用具の区別、関連する法制度とその運用についての知識と実務能力が今後一層求められることになる。

そこで今回は「補装具・日常生活用具」とその他の福祉用具の違いを解説しておきたい。

まず補装具であるが、これは「身体障害者が身体の損傷・欠損・機能低下を補うために身体の一部を他の方法で代替する手段として用いる、恒久的な更生用機器・器具類」である。公的な手続きを経て給付されるものをいう。そのために、疾患や障害を治療し訓練するために短期的、試験的に用いる義肢装具は「治療用装具」という取扱になり、補装具とは認めていない。普通は各種医療保険による「療養の給付」の対象となる。

ところで補装具の種類は、厚生大臣の定める「補装具交付基準」で決められている。この基準は毎年改定され、新たな種目の追加、価格、修理項目の見直しが行われる。特にこの基準がわが国の福祉用具に関連する社会保障・福祉制度の全てで適用されていることから、身体障害者福祉法を抜きにしては、わが国の福祉用具給付制度は成り立たないのである。（表1）

一方、日常生活用具とは「心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある一人暮らし老人、寝たきり老人または在宅重度障害者の日常生活の便宜を図り、介護する家族の負担を軽減するため、障害者等用に改善された用具機器類」をいう。これも、公的な手続きをへて、給付又は貸与される。日常生活用具も、年々給付対象種目が加えられているが児童・身体障害者・老人各福祉法ごとに、給付また貸与される用具が異なるところに特色がある。（表2）

補装具・日常生活用具の公的な性格の違い

補装具・日常生活用具の公的な性格の違いを、治療用装具と対比しておく。（表3）

これらのこととは同時に、つぎのことを規定していることになる。

- (1) 「福祉用具」であればなんでも、法制度による給付貸与の対象種目とはならない
- (2) 「補装具・日常生活用具」とは、身体障害者等が日常的に使用する義肢装具・リハ機器・生活機器など「福祉用具」の一部分である
- (3) 「補装具・日常生活用具」で給付貸与が認められると、市・町・村がその現物を製作し給付するのであって、物に替えて費用（金銭）を支給するのではない。

また、これらを構造化すると、図1のようになる。

補装具・日常生活用具を必要とする身体障害者等と、その対象物が間違いなくマッチするかどうかが、法・制度により給付等が行われる場合には問題になる。「本当に必要であること」が給付や貸与の基本条件になっているのである。「あれば便利だから欲しいとか、人が使っているので同じものが欲しい、つかわせたい」という福祉用具への希望、要望の有り方を、法・制度では「福祉用具があってもなくてもいい状態」と捉えて、給付や貸与を原則的には認めない。こういう福祉用具に対する構えでは「本当に必要である状態」とは、社会的（法制度的）に認められないとしているのである。社会的に認められる手順として規定を細かく設けておき、その条件に合致する状態が、福祉用具を「本当に必要としている」身体障害者等とするという方法が取られているのである。

このところが身体障害者等の福祉用具利用者も、また医師、OT、PT、ケースワーカー、保健婦、義肢装具士などのリハビリテーション関係者に理解されていない、またされにくいようである。

たしかに回りくどく堅苦しい、また厳密で細かな規定で縛られているので、法・制度の意図するところが分かりにくくなっている。もちろん、福祉用具への关心と利用希望者が増加している現状からみて、もっと分かりやすい基準、利用し易い給付・貸与システムを研究し、設けなければならないこともまた緊急の課題であることは間違いない。

福祉用具をめぐるリハビリテーション状況を、正確に理解し、効果的に活用しようとするとき、以上の解説は基本的・必須の知識として避けられない。これが原則であって、それを簡略にすると、公的な制度が歪んだり、間違って理解されることになるので、余りに堅苦しい説明ではあるが避けられなかった。次回は法制度とその活用法をとりあげる。

表1 補装具の種目

区分	種目（名称）	対象
義肢	義手	四肢切断 肢 体 障 害 者
	義足	
装具	上肢装具	上肢 体幹 下肢
	体幹装具	
	下肢装具	
座位保持装置		体幹機能障害
その他	盲人安全杖	視覚障害者
	義眼	
	眼鏡	
	点字器	
	補聴器	聴覚障害者
	人工喉頭	言語障害者
肢体障害者	車いす	※1
	電動車いす	
	座位保持いす	※2
	起立保持具	※2
	歩行器	肢 体 障 害 者
	頭部保護帽	
	排便補助具	
	収尿器	
	歩行補助杖	
	ストマ用装具	直腸膀胱障害者

備考 補装具の名称（略）

※1 内部障害にも適用 可

※2 児童（18歳未満）のみ

後の展望～ その2

表2 日常生活用具給付事業による給付対象品目

平成7年度

障害別	制度区	児童福祉法		身体障害者福祉法		老人福祉法	
		身体障害児・18歳未満	身体障害者・18歳以上	身体障害児・18歳以上	身体障害者・18歳以上	老人・概ね65歳以上	
肢体障害	便器	○ 下肢又は体幹障害2級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	×	×	○ 踏たきり老人	
	特殊便器	○ 上肢障害2級以上 学齢児以上/重度精神障害児	○ 上肢障害2級以上	×	×	○ 踏たきり老人	
	腰掛け介助座	×	×	○ 下肢又は体幹障害1級以上	○ 下肢又は体幹障害1級以上	○ 踏たきり老人	
	特殊尿器	○ 下肢又は体幹障害2級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	浴槽	○ 下肢又は体幹障害1級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害1級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	入浴担架	○ 下肢又は体幹障害2級以上 3歳以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	入浴補助器具	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	湯沸器	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	特殊座台	×	○ 下肢又は体幹障害2級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	位体変換器	×	○ 下肢又は体幹障害2級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	マットレス	×	○ 下肢又は体幹障害2級以上 3歳以上/重度精神障害児	○ 下肢又は体幹障害1級以上	○ 下肢又は体幹障害1級以上	○ 踏たきり老人	
	特殊マット	×	○ 下肢又は体幹障害2級以上 3歳以上/重度精神障害児	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	エアーパット	×	○ 下肢又は体幹障害2級以上 3歳以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	訓練いす	○ 下肢又は体幹障害2級以上 3歳以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	訓練用ベッド	○ 下肢又は体幹障害2級以上 学齢児以上	○ 下肢又は体幹障害2級以上	○ 上肢/宮膵障害2級以上	○ 上肢/宮膵障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	電動タイプライター	○ 上肢障害2級以上 学齢児以上	○ 上肢障害2級以上	○ 上肢/宮膵障害2級以上	○ 上肢/宮膵障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	ワードプロセッサー	○ 上肢障害2級以上 学齢児以上	○ 上肢障害2級以上	○ 吻上下障害及び筋肉機能全障	○ 吻上下障害及び筋肉機能全障	○ 踏たきり老人	
	重度健聴者用意素伝達装置	○ 目鏡機能障害児も可	○ 目鏡機能障害児も可	○ 盲症/聴覚障害者/聴覚障害のある肢体障害者	○ 盲症/聴覚障害者/聴覚障害のある肢体障害者	○ 踏たきり老人	
	携帯用会話補助装置	○ 2歳以上 学齢児以上/重度精神障害児	○ 2歳以上 学齢児以上/重度精神障害児	○ 上肢障害2級以上	○ 上肢障害2級以上	○ 踏たきり老人	
	電動歯ブラシ						
聴覚障害	新覚障害者用室内信号装置	×		○ 新覚障害2級		×	
	聴覚障害者用通信装置	○ 学齢児以上		○ 新覚障害又は言語機能障害		×	
	文字放送デコーダー	○ 新覚障害児		○ 新覚障害者		×	
視覚障害	テープレコーダー	○ 視覚障害2級以上 学齢児以上	×	○ 視覚障害2級以上		×	
	点字タイプライター	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用カナタイプライター	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用テープレコーダー	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用タイムスイッチ	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用時計	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用電卓	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用秤	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用体温計(音声式)	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	盲人用体重計	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	電磁調理器	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	点字図書	×	○ 感覚障害2級以上 学齢児以上	○ 視覚障害2級以上		×	
	視覚障害者用膨大読書器	○ 感覚障害 学齢児以上	○ 視覚障害	○ 視覚障害		×	
内部障害	透析液加温器	○ 腎機能障害3級以上 3歳以上	○ 腎機能障害3級以上	○ 腎機能障害3級以上		×	
	酸素ボンヘ運搬車	×		○ 要介助活動制限者		×	
	キネライザー	×		○ 呼吸器機能障害3級以上		×	
共通	火炎警報機	○ 睡眠2級以上/重度精神障害児以上	○ 睡眠2級以上/重度精神障害児以上	○ 眠睡者2級以上		○ 低高齢者踏たきり又は一人暮らし老人	
	自動消火器	○ 睡眠2級以上	○ 眠睡者2級以上	○ 眠睡者2級以上		○ 低高齢者踏たきり又は一人暮らし老人	
	緊急通報装置	×		○ 単身生活の重度障害者		○ 一人暮らし老人等	
他	痴呆性老人徘徊感知機器	×					
	頭部保護帽	○ 重度精神障害児以上	○ 精神障害者	○ 精神障害者		○ 痴呆性徘徊を作らう老人の爲する装置	
貸与	福祉電話	×		○ 障助者又は2歳以上の外出困難な身体障害者		○ 障助者	
	老人用電話	×		○ 障助又は言語機能障害3級以上		○ 障助者の一人暮らし老人	
	ファックス	×		○ 障助又は言語機能障害3級以上		○ 障助者の一人暮らし老人	
レンタル	車椅子	×					
	歩行器	×					
	移動用リフト	×					

注1) ○: 給付／貸与対象品目 ×: 対象外品目

上肢下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

②電動タイプライタ (昭和62年度以前に給付されたものを除く)とワードプロセッサーは保険しないものとする。

表3 捕装具（更生用）・治療用装具・日常生活用具の公的性格

システム	補装具（更生用）	治療用装具	日常生活用具
目的	日常生活上又は職業上で常用しより生活の効率を保つ	治療上必要なもので疾病障害等の回復改善を図る	日常生活に介助が必要な者
身体条件	障害が固定し永続する場合 disability（能力障害の代償） handicapped（社会的不利解消）	症状が変化する場合（急性期～亜急性期） impairment（損傷機能不全治療）	疾患・障害が永続し介助を必要とする場合
使用期間	日常的・継続的に使用する 予め耐用年数が定まっている 破損消耗の場合は再交付／修理が認められている	不定／短期間の場合が大半 引き続き同じ種類のものの支給は認められない	不定期 破損消耗するまで
法律	児童福祉法 身体障害者福祉法 ＝身障手帳所持 共済年金法／厚生年金法 労働災害補償保健法	生活保護法 各種健康保険法 労働災害補償保健法	身障者福祉法 (大体1～2級を対象) 児童福祉法 (大体1～2級を対象) 老人福祉法 (概ね65歳以上)
処方適合	市・町の判定依頼で身体障害者更生相談所が行う	医療機関等で行うのが原則	市町で行う
製作業者	契約規定により県市福祉事務所町の契約指定業者	病院等が契約した業者	契約規定により県市福祉事務所・町の契約指定業者

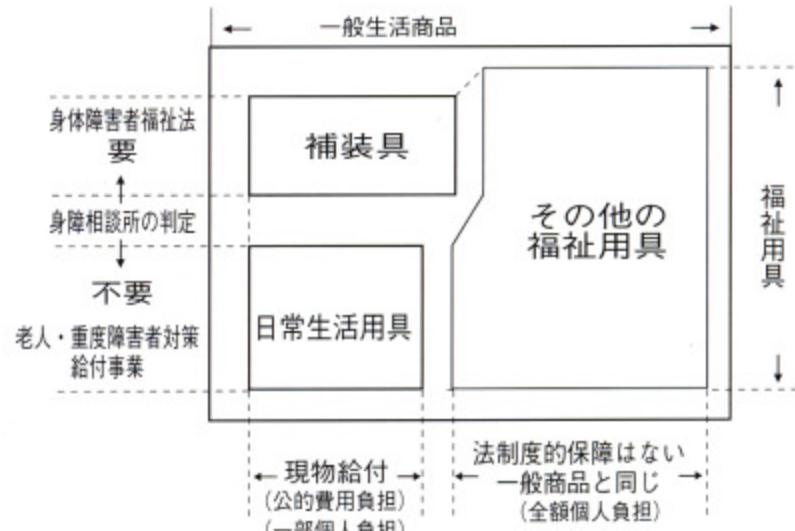


図1 補装具・日常生活用具・福祉用具の関係